



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (三件) …………… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …………… (同) …… 四
 - 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新 …………… (環境局自然環境部計画課) …… 五
 - 鳥獣捕獲等事業の変更認定 …………… (同) …… 五
 - 都道の区域変更 …………… (建設局道路管理部路政課) …… 六
- 公告
- 建設業者に関する公告 (二件) …………… (都市整備局市街地建築部建設業課) …… 七

告示

● 東京都告示第十三号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千八百十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の

とおり告示する。

令和三年一月十二日

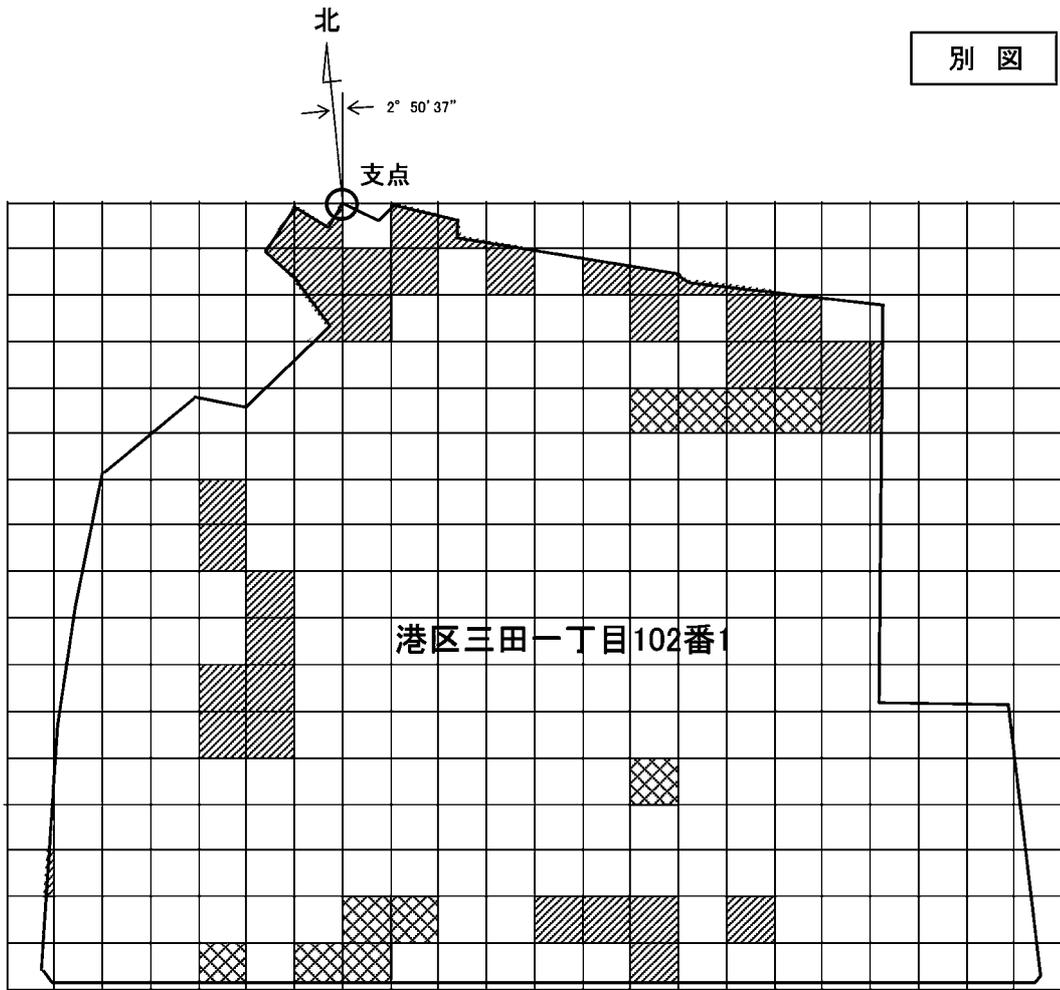
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (港区三田一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
支点は、港区三田一丁目102番1の最北端とする。

格子の回転角度(2度50分37秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

	敷地境界		形質変更時要届出区域(令和2年東京都告示第1089号で指定した区域)
	単位区画		指定を解除する区域

●東京都告示第十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百五十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

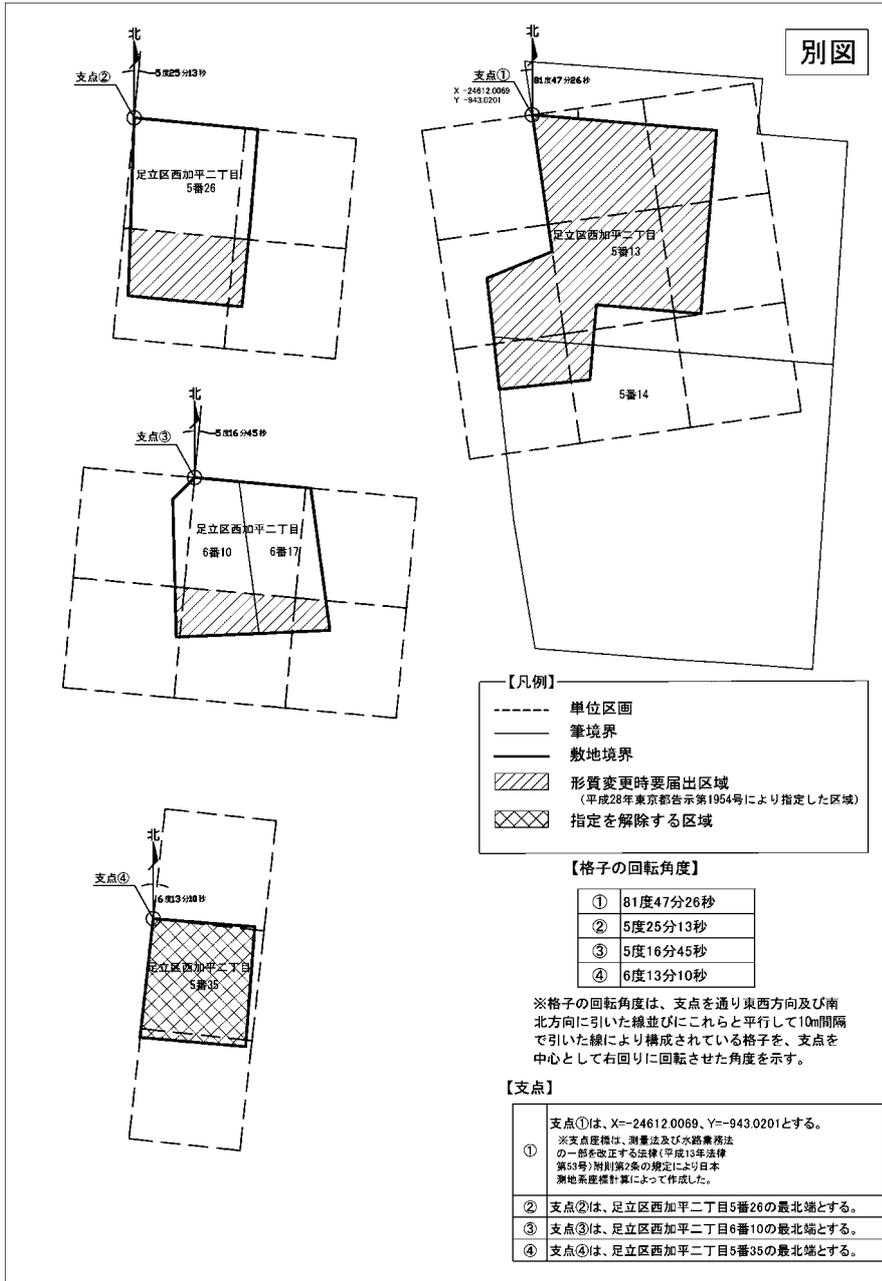
令和三年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西加平二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百六十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月十二日

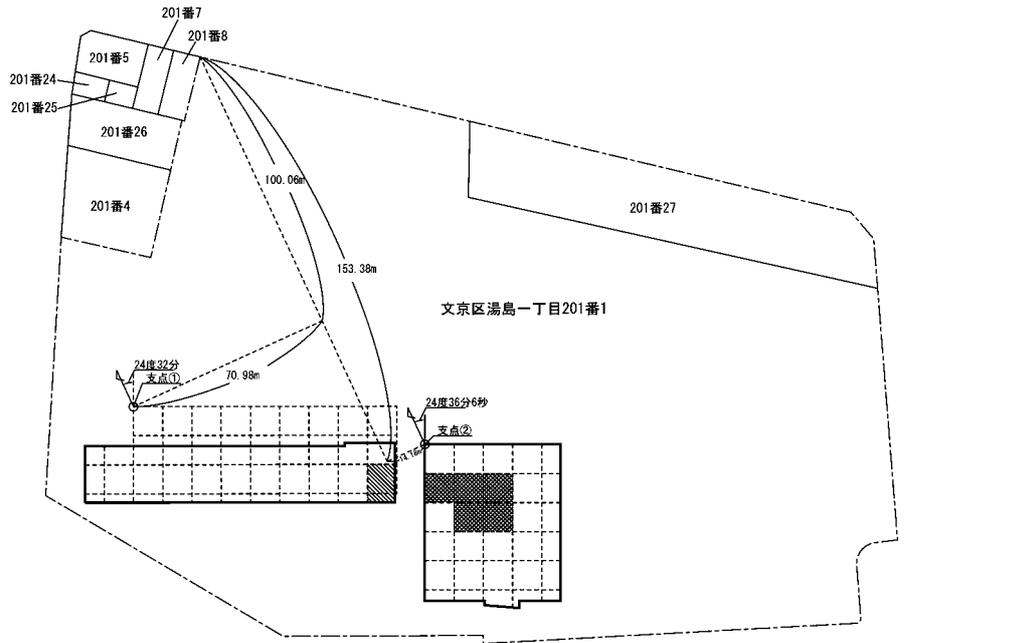
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区湯島一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(平成25年東京都告示第1574号により指定した区域)
- 単位区画
- 調査対象地
- 筆境界
- 敷地境界

【支点①】
支点①は、文京区湯島一丁目201番1の最北端から南へ100.06m、西へ70.98mの位置とする。

【支点②】
支点②は、文京区湯島一丁目201番1の最北端から南へ153.38m、東へ14.18mの位置とする。

【格子の回転角度 (①:24度32分 ②:24度36分6秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百四十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月十二日

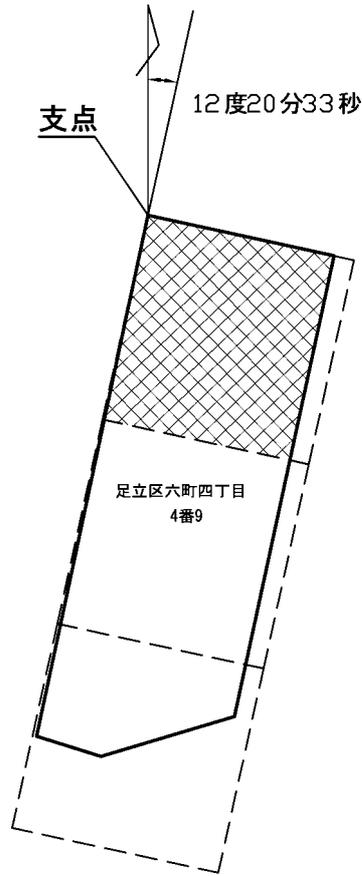
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、足立区六町四丁目4番9の最北端とする。

【格子の回転角度（12度20分33秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「更新認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和三年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称

総合警備保障株式会社

二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所

港区元赤坂一丁目六番六号

三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役社長 青山 幸恭

●東京都告示第十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

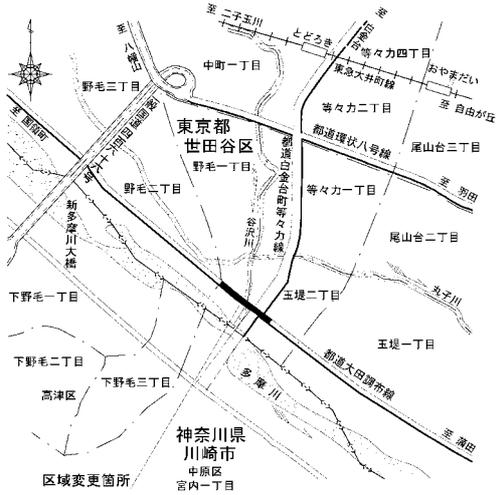
令和三年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

別図

都道大田調布線区域変更略図

世田谷区玉堤二丁目、野毛一丁目

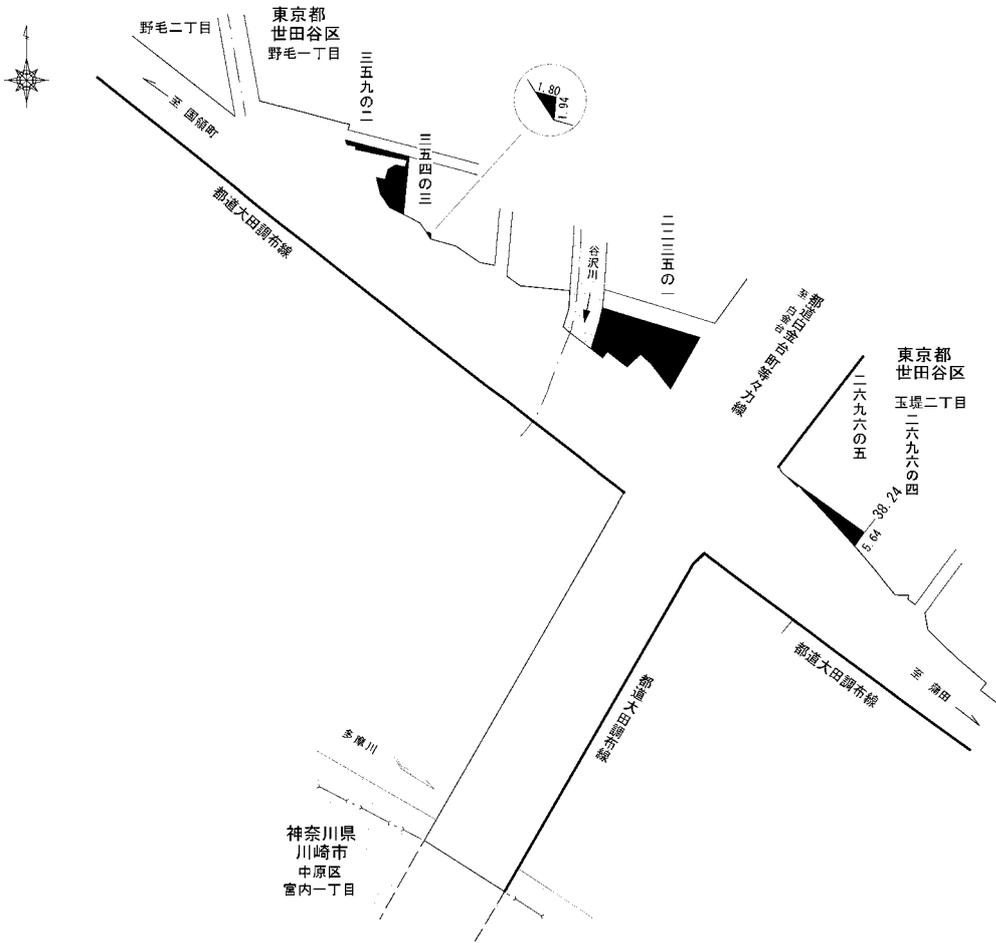


- 国 道
- 都 道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一〇二・二七メートル
面積 七二二・二五平方メートル

計画線

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
総合警備保障株式会社
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
港区元赤坂一丁目六番六号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役社長 青山 幸恭



●東京都告示第十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年一月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年一月十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 大田調布
- 二 変更の区間 世田谷区玉堤二丁目二六九六番四地先から同区野毛一丁目三五五九番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

建設業の許可の取消処分の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項及び第二十九条の二第二項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

令和二年十二月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社三家

新宿区新宿一丁目七番二号

八代 従道

東京都知事許可（般一二十九）第九四四七三号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第四号に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散しており、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分した年月日

令和二年十二月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代

表者の氏名及び許可番号

株式会社サンキョウ建設

中野区若宮三丁目一番十七号

岡 由浩

東京都知事許可（般一二十八）第一四六三四〇号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第二項に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第二項に該当する。

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

令和二年十二月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

キューテック株式会社

中央区日本橋茅場町三丁目十三番一号高森建物一階

金子 和彦

東京都知事許可（般一二十九）第一四七一五五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵かしに基づく修繕工事の施行等を除く。）

(二) 期間

令和三年一月十三日から同月十九日までの七日間

四 処分の原因となった事実

キューテック株式会社は、鹿児島県伊佐市内の電気工事において、法第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第二項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。
このことが、法第二十八条第一項第六号に該当する。

一 処分をした年月日

令和二年十二月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

合同会社コスモ総業

葛飾区新小岩一丁目二十九番五号

佐々木 昇

東京都知事許可（般一三〇）第一四八八〇一号

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された

請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵かしに基づく修繕工事の施行等を除く。）

(二) 期間

令和三年一月十三日から同月十五日までの三日間

四 処分の原因となった事実

合同会社コスモ総業は、平成三十年四月三日、埼玉県所沢市内の工事において、合同会社コスモ総業から他の法人に派遣し、その法人の指揮命令下で作業を行わせていた労働者が負傷し、四日以上休業した。

このため、合同会社コスモ総業は、遅滞なく所沢労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告書を提出しなければならぬのに、これをせず、もって法令の定める報告をしなかった。

以上の内容が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項及び労働安全衛生規則（昭和四十七年政令第三百十八号）第九十七条第一項に違反し、合同会社コスモ総業と代表社員が罰金刑に処せられた。このことが、法第二十八条第一項第三号に該当する。

一 処分をした年月日

令和二年十二月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社K・I

品川区東大井六丁目四番六号

兼村 健吉

許可なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵かしに基づく修繕工事の施行等を除く。）

(二) 期間

令和三年一月十三日から同月十六日までの四日間

四 処分の原因となった事実

株式会社K・Iは、東京都港区内の複数の店舗内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。このことが、法第二十八条第二項第二号に該当する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

